

豊見城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託実施要領

1. 業務名称

豊見城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（豊見城市まち・ひと・しごと創生推進事業）

2. 業務目的

地方創生応援税制を利用した寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に、本市まち・ひと・しごと創生推進事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

3. 業務内容及び契約内容

別紙仕様書のとおり

4. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）国及び地方公共団体等において指名停止等の処置を受けていない者であること。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- （４）豊見城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者であること。
- （５）租税を滞納していないこと。
- （６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （７）本業務を遂行するにあたり、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

5. 応募に関する事項

- （１）企画提案する内容については、事前に企画部担当と面談のうえ事務手続きを行うこと（web会議可）。
- （２）提出方法

①企画提案（審査）時

事業者ドメインのアカウントによる電子メール提出。提出書類はPDFとすること。

②契約締結（受託候補者選定後）時

提出書類（原本）の郵便又は持参。持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時。

（３）提出書類 各１部

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

②完納証明書（所在地の市町村） ※発効から３ヶ月以内のものに限る。

③企画提案書一式

（ア）参加申込書（様式1）

（イ）会社概要（様式2）

（ウ）関連業務実績調書（様式3）

（エ）共同体（コンソーシアム）構成書（様式4）※該当する場合のみ

※ 共同体（コンソーシアム）にて申込む場合は、上記①、②、③（イ）も構成員ごとに提出すること。

（オ）企画提案書（会社パンフレット等があれば添付すること）

※ 任意様式。A4版。業務開始に向けたスケジュール及び実施体制を提示すること。

④見積書 成果報酬に係る受託料率を示すこと（任意様式）。

※ 受託候補者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

（４）提出先

「９．問い合わせ先」に同じ

（５）受付期間

原則として、令和７年８月25日（月）から令和７年12月19日（金）までとする。

6. 審査に関する事項

（１）書類審査

企画部において提出書類の内容審査を行う。

（２）審査項目

提出書類を審査し、企画提案の内容が基準点を上回る場合、当該業務の受託候補者として選定する。

審査項目	審査内容	配点
業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解しているか。	20
専門知識等	十分な知識・技術・ノウハウ等を有しているか。	20
業務実績	本業務について豊富な経験や実績を有しているか。	20
実現性	見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。	20
実施スケジュール	妥当性の高い実施フローとなっているか。	10
業務実施体制	業務適正かつ確実に実施するための体制や個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。	10
合 計		100

(3) 選定結果

提出の日から14日以内に、提案者に対し電子メール及び文書（郵送）により通知する。

7. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 本要領の応募資格に掲げる要件を満たさない場合。
- (2) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本要領に違反した場合。
- (5) その他公正を欠いた行為があったとして市が認定した場合。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正及び変更については一切認めない。
- (4) 提出された全ての書類は、受託候補者の選定事務以外には使用せず、また返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 選定結果についての異議申立は一切受け付けないため、了承した上で参加すること。

- (7) 提案は、1者あたり1件とする。
- (8) この募集は、業務執行能力のある事業者を選定するものであるため、事業者選定後、双方協議のうえ、業務の詳細について仕様書を定める。
- (9) 契約及び手続きは、関係法令及び豊見城市契約規則によるものとする。
- (10) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

9. 問い合わせ先

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 企画部

【電話】 098-851-2366（直通） 【FAX】 098-850-5343

【電子メール】 soumukikakusanjikan@city.tomigusuku.lg.jp

【担当者】 奥濱